

部長及び参事官

殿

所属長

監察発第14号

平成28年1月7日

30年保存（口訓）

本部長

（沿革：令和2年3月31日監察発第92号改正）

（沿革：令和4年1月13日監察発第430号改正）

警察職員、民間協力者等に対する定例表彰要領の制定について
（通達甲）

警察職員、民間協力者等の定例表彰要領に関し「警察職員、民間協力者等に対する定例表彰要領の制定について（例規）」（平成22年8月10日監察発第308号）を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該表彰要領に関し別添のとおり「警察職員、民間協力者等に対する定例表彰要領」を定め、平成28年1月12日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

警察職員、民間協力者等に対する定例表彰要領

第1 趣旨

この要領は、警察職員、民間協力者等に対する定例表彰（以下「表彰」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 表彰の区分、人員、種別及び時期

1 表彰の区分、人員及び種別

表彰は、次の表の左欄の区分ごとに同表の中欄に掲げる人員について同表の右欄に掲げる種別の表彰を行うものとする。

	区分	人員	種別	
警察職員	優秀警察職員表彰	10人程度	賞詞（1級）	
	優良警察職員表彰	10人程度	賞詞（2級）	
	永年勤続警察職員表彰	35年	該当者全員	賞詞（2級）
		25年		賞誉
	県民のおまわりさん表彰	5人程度	警察官友の会感謝状	
	内勤事務優良警察職員表彰	5人程度	賞誉	
民間協力者等	駐在所員家族表彰	若干名	感謝状	
	協力者表彰	都度	感謝状	
	協力団体表彰	都度	公安委員長感謝状	

2 表彰の時期

表彰の時期は、原則として毎年11月とする。ただし、受賞対象者が出向している場合、停職処分又は休職処分を受けている場合、病気休暇を取得している場合等で、表彰の際現に職務に従事していないときは、当該受賞対象者

が職務に従事することとなった後、速やかに表彰を行うものとする。

第3 選考基準等

1 表彰の区分ごとの選考基準

(1) 優秀警察職員表彰及び優良警察職員表彰

優秀警察職員表彰及び優良警察職員表彰（以下「優秀警察職員表彰等」という。）の対象者は、高知県警察表彰取扱規程（昭和30年6月本部訓令第9号）第16条第1項の高知県警察表彰審査委員会が定める基準を全て満たす者でなければならない。

(2) 永年勤続警察職員表彰

永年勤続警察職員表彰の対象者は、次に掲げる基準を全て満たす者でなければならない。

ア 勤続年数が通算して25年又は35年となった者

イ 品行方正で職務に精励している者

(3) 県民のおまわりさん表彰

県民のおまわりさん表彰の対象者は、次に掲げる基準を全て満たす者でなければならない。

ア 県民とともにあって地域住民から信頼され、感謝されるなど地域に密着した警察活動を推進し、その勤務成績が良好な者であって、かつ、勤務年数が通算して20年以上の警部補以下の地域警察官

イ 通算しておおむね3年以上、交番若しくは駐在所での勤務経験を有する者

ウ 過去に同一の表彰を受けたことのない者

エ 過去に懲戒処分等を受けた者で表彰を授与することが相当でないと認められる者以外のもの

(4) 内勤事務優良警察職員表彰

内勤事務優良警察職員表彰の対象者は、次に掲げる基準を全て満たす者でなければならない。

ア 内勤事務に通算して3年以上従事している警部補以下の警察官又は同相当職以下の一般職員

イ 平素から事務処理等に積極的に取り組み、その処理が迅速かつ適正である者であってその勤務成績が優良であるもの

ウ 過去に同一又は上位の表彰を受けたことのない者

エ 過去に懲戒処分等を受けた者で表彰を授与することが相当でないと認められる者以外のもの

(5) 駐在所員家族表彰

駐在所員家族表彰の対象者は、次に掲げる基準を全て満たす者でなければならぬ。

ア 現に駐在所に勤務している地域警察官の家族であって、通算しておおむね7年以上駐在所において当該警察官と生活を共にしている者

イ 警察活動に対する支援功労が多大であると認められる者

ウ 過去7年以内に同一の表彰を受けたことのない者

(6) 協力者表彰及び協力団体表彰

協力者表彰及び協力団体表彰の対象者は、次に掲げる基準を全て満たすものでなければならぬ。

ア 平素から警察運営及び警察活動に積極的に協力している民間の個人又は団体であってその功労が顕著であるもの

イ 過去7年以内に同一の表彰を受けたことのない民間の個人又は団体

2 勤続年数の計算

(1) 勤続年数、年齢等の算定基準日は、表彰日とする。

(2) 勤続年数の計算は、次に定めるところによる。

ア 次に掲げる期間は、勤続年数に通算する。

(ア) 他の府県警察、官公署その他の機関へ出向した期間

(イ) 出向以外で他の府県警察に在職した期間

(ウ) 警察の職務に密接に関連する職務を行っている官公署等で勤務していた者が県警察に採用されて10年以上を経過した場合については、当該官公署等における当該者の勤務期間のうち警察の職務に密接に関連すると本部長が認める期間

イ 次に掲げる期間は、勤続年数から除算する。

(ア) 非常勤職員、無給嘱託職員又は臨時的任用職員として在職した期間

(イ) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条第1項の規定に基づく停職処分を受けた期間及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項の規定に基づく停職処分を受けた期間

(ウ) 国家公務員法第79条第2号の規定に基づく休職処分を受けた期間及び地方公務員法第28条第2項第2号の規定に基づく休職処分を受けた期間

(エ) 国家公務員法第79条第1号の規定に基づく休職処分を受けた期間の2分の1の期間及び地方公務員法第28条第2項第1号の規定に基づく休職処分を受けた期間の2分の1の期間

(オ) 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第18条に規定する病気休暇、警察職員の勤務時間、休日及び休暇

に関する条例（平成6年県条例第47号）第14条に規定する病気休暇等を引き続き30日以上取得した場合について当該期間の2分の1の期間（いずれも公務災害及び通勤災害によるものを除く。）

(カ) 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第20条に規定する介護休暇、警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条に規定する介護休暇等を取得した場合について当該期間の2分の1の期間

第4 表彰の上申

1 優秀警察職員表彰等

優秀警察職員表彰等の上申は、監察課長が一括して行うものとする。

2 その他の表彰

優秀警察職員表彰等以外の表彰の上申は、次の表の左欄の区分ごとにそれぞれ同表右欄に掲げる上申書を用いて行うものとする。この場合において、一所属から同じ表彰の区分で2人以上の者を上申するときは、当該所属内における選考順位を上申書に記載しなければならない（永年勤続警察職員表彰を除く。）。

区分		上申書
警察職員	県民のおまわりさん表彰	別記第1号様式の定例表彰上申書
	内勤事務優良警察職員表彰	〃
	永年勤続警察職員表彰	別記第2号様式の永年勤続警察職員表彰上申書
	35年	
	25年	
民間協力者等	駐在所員家族表彰	別記第3号様式の駐在所員家族表彰上申書
	協力者表彰	別記第4号様式の協力者（個人・団体）表彰上申書
	協力団体表彰	〃

別記

第1号様式（第4関係）

本部長 殿

親発第 号
年 月 日
長

定例表彰上申書

<input type="checkbox"/> 県民のおまわりさん表彰 <input type="checkbox"/> 内勤事務優良警察職員表彰										
職名		階級		<small>ふりがな</small> 氏名			生年月日（年齢）		選考順位	
				（職員番号）			年 月 日 （ 歳）		第 位	
勤続年数	①	本 県 在 職 期 間			年 月 日～		年 月 日		年 月	
	② 加算	他 府 県 警 察 在 職 期 間			年 月 日～		年 月 日		年 月	
		その他 （ ）			年 月 日～		年 月 日		年 月	
	③ 除算	会計年度任用職員、非常勤職員、無給嘱託職員及び臨時的任用職員としての任用期間並びに刑事事件に関し起訴された場合の休職期間			年 月 日～		年 月 日		年 月	
		心身の故障による休職期間、引き続き30日以上取得した病気休暇期間及び介護休暇期間			年 月 日～		年 月 日		年 月 ----- 1/2 年 月	
計		① + ② - ③			年 月 +		年 月 -		年 月	
交番若しくは駐在所、地域警察官又は内勤事務従事期間					年 月 日～		年 月 日		年 月	
現階級昇任		年 月 日（ 年 月）			部門歴		①		年 月	
現係配置		年 月 日（ 年 月）					②		年 月	
表彰歴	種別	警察庁・管区	賞詞	賞誉	部長賞	所属長賞	その他		計	
	回数									
※ 懲戒・訓戒処分の年月日等 処分年月日： 種別・理由：							※ 過去の上申歴 回（ ）			
功労内容		（必要により別紙を用いること。）								
備考										

- 注1 他の府県警察、官公署等への出向期間は、「本県在職期間」欄に含めて記載すること。
 2 「心身の故障による休職期間、引き続き30日以上取得した病気休暇期間及び介護休暇期間」欄は、当該期間の合計を網かけ部分へ記載し、その2分の1の期間を網かけ部分の下部へ記載すること。
 3 「部門歴」欄は、最も長いものから順に2部門までを記載すること。
 4 ※印欄は、監察課において記載する。

第2号様式 (第4関係)

本部長 殿

親発第 号
年 月 日
長

永年勤続警察職員表彰上申書

上申区分	職名	階級	ふりがな 氏名	生年月日 (年齢)	
<input type="checkbox"/> 25年 <input type="checkbox"/> 35年			(職員番号)	年 月 日 (歳)	
勤続 年数	① 本 県 在 職 期 間	年 月 日～ 年 月 日		年 月	
	② 加 算	他 府 県 警 察 在 職 期 間	年 月 日～ 年 月 日		年 月
		その他 ()	年 月 日～ 年 月 日		年 月
	③ 除 算	会計年度任用職員、非常勤職員、無給嘱託職員及び臨職的任用職員としての任用期間並びに刑事事件に関し起訴された場合の休職期間	年 月 日～ 年 月 日		年 月
		心身の故障による休職期間、引き続き30日以上取得した病気休暇期間及び介護休暇期間	年 月 日～ 年 月 日		年 月 ----- 1/2 年 月
計	① + ② - ③	年 月 + 年 月 - 年 月		年 月	
備 考					

注1 他の府県警察、官公署等への出向期間は、「本県在職期間」欄に含めて記載すること。

2 「心身の故障による休職期間、引き続き30日以上取得した病気休暇期間及び介護休暇期間」欄は、当該期間の合計を網かけ部分へ記載し、その2分の1の期間を網かけ部分の下部へ記載すること。

第3号様式（第4関係）

本部長 殿

親発第 号
年 月 日
長

駐在所員家族表彰上申書

ふりがな 氏名		生年月日（年齢）		駐在所警察官との続柄	選考順位
		年 月 日（ 歳）			第 位
駐在所警察官	駐在所名		階級	ふりがな 氏名	生年月日（年齢）
					年 月 日 （ 歳）
	採 用	年 月 日（ 年 月）			駐在所通算勤務年数
	現駐在所配置	年 月 日（ 年 月）			年 月
同居期間	署	駐在所	年 月～ 年 月		年 月
	署	駐在所	年 月～ 年 月		年 月
	署	駐在所	年 月～ 年 月		年 月
	署	駐在所	年 月～ 年 月		年 月
	署	駐在所	年 月～ 年 月		年 月
	署	駐在所	年 月～ 年 月		年 月
	署	駐在所	年 月～ 年 月		年 月
	合計				
功労内容	（必要により別紙を用いること。）				

第4号様式（第4関係）

本部長 殿

親発第 号
年 月 日
長

協力者（個人・団体）表彰上申書

<input type="checkbox"/> 広報	<input type="checkbox"/> 教養	<input type="checkbox"/> 留置管理	<input type="checkbox"/> 防犯	<input type="checkbox"/> 保安	<input type="checkbox"/> 暴排
<input type="checkbox"/> 法医	<input type="checkbox"/> 交通	<input type="checkbox"/> その他（	）		

<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体		選考順位 第 位
本籍、住所又は所在地		
職業、勤務先又は名称	（団体の場合は構成人員 人）	
<small>かりがな</small> 氏名、年齢等 （団体の場合は代表者）	年 月 日生（ 歳） 電話（ ）	
功 勞 内 容	（必要により別紙を用いること。）	
備 考		